

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月三十一日から適用する。

令和八年八月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十四 (略) 百二十五 セイヨウハツカ油 (過敏性腸症候群治療薬に限る。) 百二十六〇二百七十三 (略)	別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十四 (略) (新設) 百二十五〇二百七十二 (略)